

上川陽子法務大臣による死刑執行

彼が控訴していたら？

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

就任から8ヶ月を経て、このまま死刑執行を控えるのではないかと期待も寄せられていた、上川陽子法務大臣が6月25日、死刑を執行しました。執行されたのは名古屋拘置所の神田司さんで、被害者遺族が犯行者の厳罰を求めて多くの署名を集めていたことでも有名な人でした。

☆☆☆

「名古屋闇サイト殺人事件」として知られるこの事件は3人の共犯によるものでした。名古屋地裁の判決は、自首した1人に無期懲役、2人に死刑という厳しいものでした。それまで、被害者が1人の事件には、死刑は適用されないというのが、司法の世界では「相場」と思われていたのです。

遺族としては、そんな〈業界〉の「相場」などに関わらず、犯人たちに極刑を求める、という思いへの共感が署名の形で示され、この重罰化を後押ししました。自首した1人が無期懲役になった事に対しても批難する声は高く、なおも死刑を求めて検察は控訴しました。

☆☆☆

結局、控訴審では、自首した一人への無期懲役は維持した上、死刑判決を受けていたもう一人も無期懲役に減刑されることになりました。一審の判決はやはり重すぎると判断されたのです。

☆☆☆

ところが神田さんは、一度は控訴をしたものの、すぐに自ら取り下げたしまい、死刑判決が早々に確定してしまいました。神田さんも控訴を取り下げなければ、高裁では減刑された可能性が高いと、事情を知る弁護士は言います。

少なくとも死刑になるような重大事件では、必ず上級審の判断を受けるようにしなさいと、国連の人権機関は日本政府に勧告してきました。控訴や上告を被告人にまかせては、正しい判断ができない可能性があるからです。神田さんのケースはまさにその見本のようなのです。

☆☆☆

執行された神田さんは、控訴を取り下げたのは精神的に不安定な状態になったからだ、その無効を訴えていました。そして、その準備過程で、弁護士との面会に拘置所職員が立ち会うことは違法だとする国賠訴訟で勝訴を続けていました。

彼の控訴取り下げの無効が認められ、改めて控訴審が再開されれば減刑される可能性が高かったのです。

★★★

上川法務大臣が執行命令を出す際に「精査」したことの中に、こうした情報は検討されていたでしょうか。